

## 木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託仕様書

### 1 業務委託名

木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託

### 2 目的

「木更津まちづくりコンテスト」の開催を通じて、次代を担う若者が市政やまちづくりに主体的に参画できる環境をつくり、社会に対する積極的なチャレンジをしようとする機運を高めること。また、参加者はもとより観覧者にとっても、市の取組等に関心を持つ機会を設けることで、郷土愛の醸成を図ること。

さらに、特に未来に向けた発想の転換を促す斬新で優秀なアイデアについては、本市の施策・事業等に取り入れることを検討し、持続可能なまちづくりに資することを目的として実施するもの。

### 3 業務委託期間

契約締結日から2020年3月31日まで

### 4 業務委託内容

委託内容は、木更津まちづくりコンテスト実施に係る一式として、以下の項目及び業務の実施手順、実施体制等について、委託するもの。

また、受託者の提案内容により協議の上、契約前に決定するものとする。

#### (1) コンテスト全般の企画・運営

木更津まちづくりコンテストの開催あたり、スケジュール管理を行うとともに、コンテスト全般の企画提案とその運営を行うこと。企画提案には、各イベントの実施内容、提案作品の審査方法、周知方法等を含むものとする。

また、特設ウェブサイトの構築、出場者募集のチラシ作成、関係団体への協力依頼等を行い、コンテストの円滑な開催に努めること。

#### (2) 出場者の募集及び広報

##### ① 周知・募集

出場者の募集は特設ウェブサイトで行うとともに、市内高等学校、大学及び高等専門学校、企業・団体等に対し、事業の周知及び協力依頼等を行うこと。

##### ② 参加受付

出場者の参加受付は、受託者が特設ウェブサイトにより行うこと。

##### ③ 出場対象者

ア 原則として15歳から39歳以下の市内在住・在学・在勤、または、過去に市内においてまちづくり活動に携わったことのある人

イ 概ね5名1チームの10チーム程度(約50名)

応募多数の場合は、公開抽選を行い、最大12チームまで対象とする。

(3) テキストブック等の提供

出場者が、問題の提起や課題の整理及び分析、予算の設定などにスムーズに取り組むために必要なデータの提供を行い、その描くまちのビジョンが現実的に裏づけされた立案となるようサポートするため、テキストブック等を提供すること。

(4) 立案の進捗管理、助言・指導等

出場者の立案に関して、進捗管理を行い、必要に応じた助言や指導等を、知識を有する専門的な立場から行うこと。また、提案作品のビジョン設定等にあたり、必要に応じてフィールドワーク調査やヒアリング調査、文献調査におけるサポートをすること。また、プレゼンテーションの手法や資料作成のポイントなど、最終報告会に向けた発表に関する指導等を行うこと。市に対しては、その進捗状況等について報告を行うこと。

(5) 出場者からの質問等への対応

出場者からの質問に対して、適宜対応すること。また、必要に応じて市に報告等を行うこと。

(6) 各イベントに係る企画及び運営等

- ① 開会式・中間報告会・最終報告会の各イベントの企画・運営等を行うこと。企画内容については、市と調整を行い決定すること。
- ② 各イベントにおいて使用する資料等の事前準備、当日の会場設営・司会進行等の運営全般を行うこと。
- ③ 開会式については、まちづくりコンテストの開催目的やルールなどを出場者に説明を行うこと。また、スムーズな立案にとりかかれるよう、専門的な知識を持つ講師を派遣するなど、その内容の充実を図ること。
- ④ 中間発表会については、各チームの進捗状況について発表を行うこと。また、コンテスト当日に向けて、事業化を視野に、専門的な見地からの助言・指導等を行うなど、その内容の充実を図ること。
- ⑤ 最終報告会については、事前の広報等により集客を図ること。当日は、出場チームによる提案作品のプレゼンテーション、表彰式等の運営を行うこと。

(7) 報告書の作成及びその他市が必要と認める業務内容

各イベントに関する報告書を取りまとめ提出すること。その他市が必要と認めること。

## 5 業務計画

受託者は、契約締結後速やかに市と打合せを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し、市に提出すること。

## 6 成果品

受託者は委託業務の成果として、次の物品を市へ納入すること。

なお成果品の納入場所は、木更津市企画部企画課とする。

①事業報告書 5部

②データ媒体による報告書（CD-R等で提出）

（内容）

- 各イベントの開催報告書（実施日時、実施場所、参加者数、写真等が記載されたもの）
- 出場全チームのビジョン・提案内容（プレゼンテーション資料）
- 出場者の意識変化を示すアンケート分析結果
- 業務日報
- その他関連資料

## 7 留意事項

### （1）法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### （2）資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者により貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

### （3）守秘義務

受注者は、木更津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （4）損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

### （5）再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

### （6）成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理す

るものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。